合併につき株券等提出公告

当社は、代々木自動車株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年三月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年二月五日

東京都渋谷区初台二丁目六番九号

代々木自動車燃料株式会社

代表取締役　西澤　明洋

株式交換につき株券等提出公告

当社は、クリーンサービス株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十八年三月十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年二月五日

山形県酒田市北新橋一丁目一二番一三号

山形エンジニアーズ株式会社

代表取締役　佐藤　豊昭

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石田泉が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年二月五日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館二六階

ケーピーピー・ナイン・ジャパン・エルエルシー

日本における代表者　石田　泉

限定承認公告

本籍北海道登別市登別東町四丁目三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小原　傅

右被相続人は平成二十七年十月三日死亡し、その相続人は平成二十八年一月二十七日札幌家庭裁判所室蘭支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

札幌市中央区北一条西一〇丁目札幌弁護士会館六階　坂口法律事務所

相続財産管理人小原尚子

右代理人　弁護士　坂口　唯彦

限定承認公告

本籍東京都江戸川区東小松川一丁目二九九三番地、最後の住所東京都江戸川区東小松川一丁目一番二号

被相続人　亡　桑田　道雄

右被相続人は平成二十七年十一月六日死亡し、その相続人は平成二十八年一月二十七日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

東京都江戸川区松江一―一五―一〇

限定承認者　桑田　浩明

限定承認公告

本籍三重県多気郡明和町大字馬之上一八二番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　松田　孝

右被相続人は平成二十七年十月十八日死亡し、その相続人は平成二十八年一月二十六日津家庭裁判所松阪支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

三重県多気郡明和町大字佐田一〇〇八番地一

限定承認者　中山　豊子

限定承認公告

本籍和歌山県和歌山市砂山南四丁目三番、最後の住所和歌山市砂山南四丁目三番二四号

被相続人　亡　宮井　政幸

右被相続人は平成二十七年十月二十日死亡し、その相続人は平成二十八年一月二十八日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

大阪府高槻市野田三丁目一五―五

相続財産管理人　宮井　秀典

限定承認公告

本籍山口県宇部市大字際波一九四番地二四三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　井町三津枝

右被相続人は平成二十七年五月五日死亡し、その相続人は平成二十八年一月二十六日山口家庭裁判所宇部支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

山口県宇部市大字際波一九四番地二四三

相続財産管理人　井町　隆雄

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十七年十二月八日開催の第十一回通常総会において、出資一口の金額を五万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十八年二月五日

長崎県雲仙市国見町神代乙七二―九番地

長崎県経営サポート協同組合

代表理事　尾崎　秀保

優先資本金の額の減少公告

当社は、平成二十八年一月二十九日開催の臨時社員総会において、優先資本金の額三十七億六千四百万円を七億三千万円減少して、金三十億三千四百万円とし、発行済優先出資総口数七万五千二百八十口を一口に対して金五万円をもって一万四千六百口有償消却して、六万六百八十口にすることを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、消却に要する金額　七億三千万円

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十七年九月二十八日付官報号外第二二一号の五十九頁に掲載されています。

平成二十八年二月五日

東京都新宿区西新宿八丁目五番一号

全国住宅運用2号特定目的会社

取締役　小泉　秀樹

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資一万四千六百口を消却することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十八年三月八日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年二月五日

東京都新宿区西新宿八丁目五番一号

全国住宅運用2号特定目的会社

取締役　小泉　秀樹

訂正公告

平成二十八年一月二十二日（号外第十四号）掲載の中日本コンテナーサービス株式会社に係る第三〇期決算公告（枠組）中、代表取締役「㠀田　㠀㠀」とあるは「㠀田　㠀㠀」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十八年二月五日

扱　店

取消公告

平成二十八年一月二十五日掲載の左記会社に係る吸収分割公告は取消します。

平成二十八年二月五日

東京都港区元赤坂一丁目二番七号赤坂Kタワー

（甲）Littelfuseジャパン合同会社

代表社員　リテルヒューズ・アジア・ホールディングス・ビー・ヴィ

職務執行者　ライアン・スタッフォード

川崎市高津区久本三丁目五番八号

（乙）タイコエレクトロニクスジャパン合同会社

代表社員　ティー・イー・コネクティビティ・ネザーランド・コーペラティーフ・ユーエー

職務執行者　上野　康之

正誤

ページ	段	行	誤	正
五六		再任用職員欄中	274600	274,600
三四		終りから一二	宮崎市祇園３丁目229番地	宮崎市祇園３丁目229番地

（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

（印刷誤り）

（乙）タイコエレクトロニクスジャパン合同会社

（甲）Littelfuseジャパン合同会社

布法律第七号（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律）

平成二十八年一月二十六日（号外第十六号）公

平成二十八年一月二十五日法務省告示第五十号

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月五日付第二七号六四ページ●同日付政府調達第二四号五六ページ●同日付（第一八九回）衆会索引三二ページ●同日付政府調達第二四号五六ページ●同日付（一月分（月極一部当たり）の郵送料一、九七〇円

◉官報郵送料のお知らせ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）